

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	堀田丸正株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号
【報告義務発生日】	
【提出日】	平成22年3月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	
【提出形態】	
【変更報告書提出事由】	

【発行者に関する事項】

発行者の名称	堀田丸正株式会社
証券コード	8105
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	堀田丸正株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年2月25日（報告書提出日平成21年2月27日）
訂正内容	平成21年2月27日に提出いたしました変更報告書NO.1及び平成21年2月27日に提出いたしました訂正報告書につきましては、親会社株式会社ヤマノホールディングスとのみなし共同保有者として報告書を提出しなければならないことが判明いたしました。従いまして、当該変更報告書NO.1及び訂正報告書を取り下げます。